

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年6月10日

【中間会計期間】 第18期中(自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)

【会社名】 日本エス・エイチ・エル株式会社

【英訳名】 SHL-JAPAN Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清 水 佑 三

【本店の所在の場所】 東京都中野区中央五丁目38番16号

【電話番号】 03(5385)8781

【事務連絡者氏名】 取締役管理チームリーダー 中 村 直 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中央五丁目38番16号

【電話番号】 03(5385)8781

【事務連絡者氏名】 取締役管理チームリーダー 中 村 直 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自 平成13年 10月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 10月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 10月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成13年 10月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成14年 10月1日 至 平成15年 9月30日
売上高 (千円)	570,222	608,407	550,906	1,173,157	1,291,196
経常利益 (千円)	141,654	201,910	105,309	350,470	468,422
中間(当期)純利益 (千円)	80,829	117,706	63,494	202,049	266,049
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	545,412	560,427	569,397	548,067	562,557
発行済株式総数 (株)	8,238	8,345	8,415	8,259	8,361
純資産額 (千円)	1,152,129	1,302,042	1,391,879	1,238,463	1,411,433
総資産額 (千円)	1,354,995	1,527,928	1,577,509	1,451,776	1,689,347
1株当たり純資産額 (円)	139,855.48	156,026.71	165,404.53	149,953.26	165,701.91
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	10,386.68	14,155.92	7,583.26	25,215.16	28,803.65
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	10,141.67	13,972.75	7,507.93	24,727.58	28,475.64
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)	4,700.00	5,000.00	6,500.00	10,000.00	13,000.00
自己資本比率 (%)	85.0	85.2	88.2	85.3	83.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	221,477	58,615	98,602	2,476	190,725
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	105,546	127,534	26,577	8,443	171,620
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	376,147	29,820	56,838	342,138	68,506
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	557,455	628,532	613,084	844,503	795,102
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	41 (4)	48 (2)	52 (2)	54 (2)	56 (2)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 第17期中間会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

4 当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、事業に関連する関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成16年3月31日現在

従業員数(名)	52(2)
---------	-------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（平成15年10月1日～平成16年3月31日）におけるにおける売上高は、550百万円（前中間会計期間比9.5%減）となりました。サービス形態別にはプロダクト売上216百万円（前中間会計期間比2.4%減）、コンサルティング売上319百万円（前中間会計期間比12.7%減）、トレーニング売上14百万円（前中間会計期間比27.9%減）であります。

市販標準商品であるプロダクト売上は、当中間会計期間は216百万円であり、前中間会計期間が221百万円に対して5百万円下回っておりますが、ほぼ前中間会計期間水準を維持しております。プロダクトは代理店を販売チャネルの中心として、全国の約1千社の中規模顧客を対象に提供されております。従って、日本経済団体連合会の選考開始時期を4月以降とするとした学事日程配慮のための倫理憲章の影響が少なかったと思われます。一方、約2百社の大企業を主要な対象にして直販されるS O F T（S H Lオリジナルフィルターテスト）を主な売上品目とするコンサルティング売上は、前中間会計期間が366百万円に対して、当中間会計期間は319百万円であり46百万円の落ち込みとなりました。前述した日本経済団体連合会の選考開始時期を4月以降とするという社会的なムーブメントの影響による新卒採用の期ズレ現象が主な要因であります。トレーニング売上の減少は、当中間会計期間はプロダクト及びコンサルティングに注力し営業活動したことによるものであります。

当中間会計期間の営業利益は106百万円（前中間会計期間比47.2%減）であります。売上高が前中間会計期間比57百万円減少したことに加え、売上原価が前中間会計期間比で11百万円増加したこと、販売費及び一般管理費が前中間会計期間比で26百万円増加したことにより、営業利益は前中間会計期間比95百万円の減益となりました。売上原価の増加は、主に製造部門の人件費が6百万円増加したことによります。販売費及び一般管理費の増加は、営業部門の強化を目的とした人件費が12百万円増加となったほか、弁護士報酬が8百万円、コンサルティングに関する報酬が4百万円増加したことが主な要因であります。

また、当中間会計期間の経常利益は105百万円（前中間会計期間比47.8%減）であり、前中間会計期間比96百万円の減益となりました。なお、特別損失2百万円は製品マスターの廃棄損失であります。

以上の結果、当中間会計期間の業績は売上高550百万円（前中間会計期間比9.5%減）、営業利益106百万円（前中間会計期間比47.2%減）、経常利益105百万円（前中間会計期間比47.8%減）、当中間純利益63百万円（前中間会計期間比46.1%減）となりました。

(注) 上記において使用しているプロダクト、トレーニング、コンサルティングという区分は、提供するサービスの形態別区分であります。当社は、プロダクトを使用して人材アセスメントサービスを提供するという単一事業を営む会社であるため、プロダクト生産時には、プロダクトがどのサービス形態で提供されるかは未定であり、サービスの形態別営業費用を区分して表示することは困難でありますので、売上高のみを記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ182百万円減少（前事業年度末比22.9%減）し、当中間会計期間末には613百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は98百万円（前中間会計期間比39百万円増加）となりました。その主な内訳は、収入要因として税引前中間純利益103百万円、減価償却費21百万円、仕入債務の増加額9百万円があり、支出要因は売上債権の増加67百万円、役員賞与の支払額26百万円、法人税等の支払額134百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は26百万円（前中間会計期間比100百万円減少）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出が26百万円あったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は56百万円（前中間会計期間比27百万円増加）となりました。これは、新株の発行による収入9百万円、配当金の支払66百万円によるものであります。

（キャッシュ・フロー指標のトレンド）

	前中間会計期間末 (平成15年3月31日)	当中間会計期間末 (平成16年3月31日)	前事業年度末 (平成15年9月30日)
自己資本比率 (%)	85.2	88.2	83.5
時価ベースの自己資本比率 (%)	218.5	330.7	178.2

(注) 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

1. 各指標は、いずれも財務数値により算出しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式総数により算出しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

区分	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	金額(千円)	
人材アセスメント事業	109,284	129,046	118.1
内訳	プロダクト		
	トレーニング		
	コンサルティング		

- (注) 1 当社は、プロダクトを使用して人材アセスメントサービスを提供するという単一事業を営む会社であります。プロダクト、トレーニング、コンサルティングという区分は、提供するサービスの形態別区分であります。プロダクト生産時には、プロダクトがどのサービス形態で提供されるかは未定であり、サービス形態別の生産実績を区分して表示することは困難でありますので、生産実績は人材アセスメント事業のみを表示しております。
- 2 上記生産実績には製品マスター(複写することによって制作した製品を販売するための、いわば原版となる複写可能な完成品をいう。)を含んでおります。
- 3 金額は製造原価によっており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

区分	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)		当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)		前年同期比(%)	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高	受注残高
人材アセスメント事業	380,001	21,903	302,364	4,280	79.6	19.5
内訳	プロダクト					
	トレーニング					
	コンサルティング	380,001	21,903	302,364	4,280	79.6

- (注) 1 当社での受注生産はコンサルティングのみであります。
- 2 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	金額(千円)	
人材アセスメント事業	608,407	550,906	90.5
内訳	プロダクト	221,570	97.6
	トレーニング	20,363	72.1
	コンサルティング	366,473	87.3

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)		当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株毎日コミュニケーションズ	93,552	15.4	118,263	21.5

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注) 2 株毎日コミュニケーションズは当社の販売代理店であります。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに発生した当社が対処すべき課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の締結、変更又は解約は行われておりません。

5 【研究開発活動】

(1) 研究の目的

当中間会計期間における研究開発活動は、既存の人材アセスメントサービスを効率化させるためのIT化、及び今後の当社事業の主力と位置付けている社員アセスメントサービスの研究開発を行っております。

(2) 主要課題

当社が取り組んでいる主要課題は次のとおりです。

既存サービスのIT化

当社では、従来のマークシート方式にて提供されている既存のペーパーテストを、順次IT化していくための研究開発を行っております。

社員アセスメントサービス

主に中間管理職や経営幹部層を選抜・育成する手法として欧米で発達してきたアセスメントセンターは、日本市場においても今後の需要はより高まるものと考えております。

その代表的な手法は、複数の受検者に対して複数の課題・演習を与え、そのプロセス及び結果について複数の評価者が評価を行う複眼的評価法であります。

当社では、アセスメントセンターにおいて使用される課題の拡充を図るために、SHL(UK)Limited社が保有する英語版の課題、及び企業の管理職のマネジメント資質を測定するツールのローカライズをしながら、評価ロジックの見直し、また評価方法を統一するための研究開発を行っております。

個人向アセスメントサービス

人材流動化は社内、社外を問わず、今後ますますその動きが激しくなると思われれます。自分の「意志」「能力」「知識」等の客観的な確認は、転職願望のある人にとって必要不可欠な武器となります。これらを踏まえて、当社ではインターネットを使った個人向けの自己診断ツール、及びその結果に基づいたキャリアカウンセリングに関する研究開発を行っております。

(3) 研究開発成果

研究開発の成果として当中間会計期間において、決裁箱「青葉ビール」（管理職登用試験ツール）、「あすなる旅行社」「スカイトラベル」「田中浴槽」（グループ討議用課題）、Web決裁箱「オアシス電機」（管理職登用試験ツール決裁箱のWeb版）、「ダイヤモンド貯蓄口座」（プレゼンテーショ

ン用課題)、「青葉ビール」(ファクトファインディング用課題)、玉手箱2004(インターネットス
クリーニングシステム2004年度版)、「ストレス耐性レポート」などが完成し、販売開始されてお
ります。

(4) 研究開発体制

当社では、研究開発の専任スタッフはおりません。開発センターグループおよびITチームのスタ
ッフが兼任しております。

なお、当中間会計期間の研究開発費の総額は14,087千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	28,000
計	28,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年6月10日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	8,415	16,830	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・ マーケット 「ヘラクレス」市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	8,415	16,830		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成16年6月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権等)により発行されたものは含まれておりません。また株式分割により平成16年5月20日付をもって普通株式1株を2株に分割し、8,415株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権(旧商法第280条の19に基づくストックオプション制度)

株主総会の特別決議日(平成10年12月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	40	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	40	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1、3	150,000	同左
新株予約権の行使期間	平成12年12月26日～ 平成17年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使条件	被付与者は、行使の時点においても社員または取締役もしくは監査役でなければならない。 権利行使に係る新株発行価額の年間合計額は、1,000万円を超えないものとする。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続することができない。	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株です。

2 株式数は、権利付与日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されます。ただし、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数についてはこれを切り捨て、100 分の 1 の整数倍にあたる端数については権利行使により端株原簿に記載されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合比率

3 発行価額は、権利付与日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されます。なお、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債

第一回無担保新株引受権付社債(平成12年8月31日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株引受権の残高(千円)	12,600	同左
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格(円)	210,000	同左
資本組入額(円)	105,000	同左

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年10月1日 ～ 平成16年3月31日(注1)	54	8,415	6,840	569,397	2,998	314,746

(注) 1 新株予約権行使による増加であります。

2 平成16年5月20日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が8,415株増加しております。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成16年3月31日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
清水 佑三	静岡県熱海市熱海1791 - 62	2,250	26.7
サヴィルアンドホールズワース インターナショナルビーヴィ	Herengracht 471 1017 BS Amsterdam The Netherlands	2,250	26.7
ウィリアム メイビー (常任代理人 大和証券エスエム ビーシー株式会社)	(東京都千代田区丸の内1 - 8 - 1)	500	5.9
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 - 4 - 6	232	2.8
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	189	2.2
山田 秀一	神奈川県横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 190 - 1 - 610	186	2.2
堀 真彰	千葉県千葉市稲毛区園生町979 - 1 - 805	182	2.2
峯 孝奈	東京都調布市多摩川3 - 70 - 1 - 214	130	1.6
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3	63	0.7
日本エス・エイチ・エル従業員 持株会	東京都中野区中央5 - 38 - 16 STNビル	50	0.6
計		6,032	71.6

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,415	8,415	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株			
発行済株式総数	8,415		
総株主の議決権		8,415	

【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高(円)	574,000	464,000	445,000	508,000	685,000	600,000 325,000
最低(円)	350,000	365,000	380,000	442,000	510,000	540,000 286,000

(注) 1 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

2 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成15年10月1日から平成16年3月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)および当中間会計期間(平成15年10月1日から平成16年3月31日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けており、当中間会計期間(平成15年10月1日から平成16年3月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間 新日本監査法人

当中間会計期間 あずさ監査法人

なお、あずさ監査法人は平成16年1月1日付をもって朝日監査法人と合併しました。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 平成15年3月31日		当中間会計期間末 平成16年3月31日		前事業年度の 要約貸借対照表 平成15年9月30日	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		628,532		613,084		795,102	
2 受取手形		525				49,875	
3 売掛金		476,309		528,934		411,542	
4 たな卸資産		54,749		41,575		39,904	
5 その他		22,216		20,520		25,095	
流動資産合計		1,182,333	77.4	1,204,114	76.3	1,321,520	78.2
固定資産							
1 有形固定資産	1	57,371	3.8	52,674	3.3	55,639	3.3
2 無形固定資産							
(1) 製品マスター		78,321		93,437		84,291	
(2) その他		30,334		46,502		47,646	
無形固定資産合計		108,655	7.1	139,940	8.9	131,937	7.8
3 投資その他の資産							
(1) 出資金		99,849		97,157		98,651	
(2) その他		79,719		83,623		81,597	
投資その他の資産合計		179,568	11.7	180,781	11.5	180,249	10.7
固定資産合計		345,595	22.6	373,395	23.7	367,826	21.8
資産合計		1,527,928	100.0	1,577,509	100.0	1,689,347	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年3月31日)		当中間会計期間末 (平成16年3月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年9月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1		16,057		19,335		9,462		
2		47,240		48,946		50,159		
3		91,072		38,978		135,908		
4	2	20,473		18,891		27,810		
流動負債合計		174,843	11.4	126,152	8.0	223,340	13.2	
固定負債								
1		15,520		21,983		18,045		
2		15,522		17,493		16,528		
3		20,000		20,000		20,000		
固定負債合計		51,043	3.4	59,477	3.8	54,573	3.3	
負債合計		225,886	14.8	185,630	11.8	277,913	16.5	
(資本の部)								
資本金								
資本剰余金								
1		311,105		314,746		311,748		
資本剰余金合計		311,105	20.3	314,746	19.9	311,748	18.5	
利益剰余金								
1		19,500		19,500		19,500		
2		411,009		488,234		517,628		
利益剰余金合計		430,510	28.2	507,735	32.2	537,128	31.7	
資本合計		1,302,042	85.2	1,391,879	88.2	1,411,433	83.5	
負債資本合計		1,527,928	100.0	1,577,509	100.0	1,689,347	100.0	

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)		当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		608,407	100.0	550,906	100.0	1,291,196	100.0
売上原価		96,030	15.8	107,381	19.5	191,434	14.8
売上総利益		512,377	84.2	443,524	80.5	1,099,762	85.2
販売費及び一般管理費		310,353	51.0	336,763	61.1	630,040	48.8
営業利益		202,023	33.2	106,761	19.4	469,721	36.4
営業外収益	1	69	0.0	28	0.0	123	0.0
営業外費用	2	182	0.0	1,481	0.3	1,422	0.1
経常利益		201,910	33.2	105,309	19.1	468,422	36.3
特別損失	3			2,216	0.4	10	0.0
税引前中間 (当期)純利益		201,910	33.2	103,092	18.7	468,412	36.3
法人税、住民税 及び事業税		87,914		37,478		209,366	
法人税等調整額		3,711	84,203	13.8	2,120	39,598	7.2
中間(当期)純利益		117,706	19.4	63,494	11.5	266,049	20.6
前期繰越利益		293,303		424,740		293,303	
中間配当額						41,725	
中間(当期) 未処分利益		411,009		488,234		517,628	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	(自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
1		201,910	103,092	468,412
2		18,864	21,541	41,442
3		739	3,938	3,264
4		797	965	208
5		184,908	67,516	169,490
6		4,179	1,670	19,024
7		7,759	9,873	1,164
8		24,000	26,000	24,000
9				345
10		260	8,446	9,712
小計		23,487	35,778	349,392
11		67	27	120
12		82,171	134,407	158,787
営業活動による キャッシュ・フロー		58,615	98,602	190,725
投資活動による キャッシュ・フロー				
1		409	298	2,518
2		27,125	26,279	69,102
3		100,000		100,000
投資活動による キャッシュ・フロー		127,534	26,577	171,620
財務活動による キャッシュ・フロー				
1		43,465	66,677	84,924
2		13,645	9,838	16,417
財務活動による キャッシュ・フロー		29,820	56,838	68,506
現金及び現金同等物に係る 換算差額				
現金及び現金同等物の減少額		215,971	182,018	49,401
現金及び現金同等物の 期首残高		844,503	795,102	844,503
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		628,532	613,084	795,102

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 製品 総平均法による原価法 半製品・貯蔵品 総平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法	たな卸資産 製品 同左 半製品・貯蔵品 同左 仕掛品 同左	たな卸資産 製品 同左 半製品・貯蔵品 同左 仕掛品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 耐用年数 建物 8年 39年 工具器具備品 5年 15年 (2) 無形固定資産 製品マスター 見込利用可能期間(主として5年)による定額法 ソフトウェア(自社利用) 社内における見込利用可能期間(5年)による定額法	(1) 有形固定資産 定率法 耐用年数 建物 8年 39年 工具器具備品 2年 15年 (2) 無形固定資産 製品マスター 同左 ソフトウェア(自社利用) 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 製品マスター 同左 ソフトウェア(自社利用) 同左
3 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同左	新株発行費 同左
4 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充当するため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充当するため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について 同左	(1)消費税等の会計処理について 同左 (2)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (3)1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり

			<p>当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。</p> <p>なお、これによる影響額については、(1株当たり情報に関する注記)に記載しております。</p>
--	--	--	--

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「製品マスター」は、前中間期まで無形固定資産として一括表示していましたが、当中間期末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間期末の「製品マスター」の金額は60,074千円であります。</p>	-

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(平成14年2月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。この変更に伴う当中間期の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(税効果会計)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当中間会計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成16年10月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は前事業年度の42.05%から40.69%に変更されました。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年3月31日)	当中間会計期間末 (平成16年3月31日)	前事業年度末 (平成15年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 36,107千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 43,006千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 39,742千円
2 消費税等の取扱い 仮受消費税等と仮払消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取扱い 同左	2 -

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 67千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 27千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 120千円
2 -	2 営業外費用のうち主要なもの 出資金損失 1,431千円	2 営業外費用のうち主要なもの 出資金損失 1,348千円
3 -	3 特別損失のうち主要なもの 製品マスター除却損 2,216千円	3 特別損失のうち主要なもの 有形固定資産除却損 10千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 3,489千円 無形固定資産 15,375千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 3,263千円 無形固定資産 18,277千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 7,372千円 無形固定資産 34,069千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 現金及び預金勘定 628,532千円	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 現金及び預金勘定 613,084千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に記載されている科目の金 額との関係 現金及び預金勘定 795,102千円
預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 - 千円	預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 - 千円	預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 - 千円
現金及び 現金同等物 <u>628,532千円</u>	現金及び 現金同等物 <u>613,084千円</u>	現金及び 現金同等物 <u>795,102千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
工具器具備品	工具器具備品	工具器具備品
取得価額相当額 102,440千円	取得価額相当額 104,435千円	取得価額相当額 105,263千円
減価償却累計額相当額 43,566千円	減価償却累計額相当額 65,617千円	減価償却累計額相当額 55,835千円
中間期末残高相当額 58,873千円	中間期末残高相当額 38,818千円	期末残高相当額 49,427千円
2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額
1年内 25,297千円	1年内 21,746千円	1年内 24,546千円
1年超 40,073千円	1年超 20,114千円	1年超 30,874千円
計 65,371千円	計 41,861千円	計 55,420千円
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 13,165千円	支払リース料 13,623千円	支払リース料 26,429千円
減価償却費相当額 12,282千円	減価償却費相当額 11,755千円	減価償却費相当額 24,551千円
支払利息相当額 1,235千円	支払利息相当額 928千円	支払利息相当額 2,328千円
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成15年3月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成16年3月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成15年9月30日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計(自平成14年10月1日 至平成15年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計(自平成15年10月1日 至平成16年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自平成14年10月1日 至平成15年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成14年10月1日 至平成15年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成15年10月1日 至平成16年3月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成14年10月1日 至平成15年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
1株当たり純資産額	156,026円71銭	165,404円53銭	165,701円91銭
1株当たり中間(当期)純利益	14,155円92銭	7,583円26銭	28,803円65銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	13,972円75銭	7,507円93銭	28,475円64銭
	(追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、当中間会計期間において従来と同様の方法によった場合の(1株当たり情報)については、以下のとおりであります。 一株当たり純資産額 156,026円71銭 一株当たり中間純利益 14,155円92銭 潜在株式調整後 一株当たり中間純利益 14,060円35銭		当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、当事業年度末において従来と同様の方法によった場合の(1株当たり情報)については、以下のとおりであります。 1株当たり純資産 168,811円59銭 1株当たり当期純利益 31,923円40銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 31,619円88銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成14年10月1日 至 平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日)	前事業年度 (自 平成14年10月1日 至 平成15年9月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	117,706	63,494	266,049
普通株主に帰属しない金額 (千円)			26,000
(うち利益処分による役員 賞与金)			(26,000)
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	117,706	63,494	240,049
期中平均株式数(株)	8,315	8,373	8,334
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)			
普通株式増加数(株)	109	84	96
(うち新株予約権)	(109)	(84)	(96)

希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後 1 株当たり中 間（当期）純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要			
---	--	--	--

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成14年10月1日 至平成15年3月31日)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関する平成15年5月16日取締役会決議

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を下記の要領で発行することを平成15年6月27日開催予定の臨時株主総会に議案として上程いたします。

1 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式230株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、調整の事由が発生した時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

230個(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式数について同様の調整を行う。)を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)と新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値を比較してどちらか高値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、当該金額が450,000円を下回る場合には、払込金額は450,000円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成17年7月1日から平成22年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役員若しくは従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記(7)の および に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成15年6月27日開催予定の臨時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

当中間会計期間(自平成15年10月1日 至平成16年3月31日)

平成16年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行いたしました。

平成16年5月20日付をもって普通株式1株を2株に分割しました。

分割により増加する株式数

普通株式 8,415株

分割方法

平成16年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有株式数1株につき2株の割合を持って分割しました。

配当起算日 平成16年4月1日

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

	前中間会計期間 (自平成14年10月1日 至平成15年3月31日)	当中間会計期間 (自平成15年10月1日 至平成16年3月31日)	前事業年度 (自平成14年10月1日 至平成15年9月30日)
1株当たり純資産額	78,013円36銭	82,702円27銭	82,850円96銭
1株当たり中間(当期)純利益	7,077円96銭	3,791円63銭	14,401円83銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	6,986円38銭	3,753円97銭	14,237円82銭

前事業年度(自平成14年10月1日 至平成15年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第18期(平成15年10月1日から平成16年9月30日まで)中間配当については、平成16年4月27日開催の取締役会において、平成16年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

中間配当金の総額	54百万円
1株当たりの中間配当金	6,500円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成16年6月7日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第17期)	自	平成14年10月1日	平成15年12月22日
		至	平成15年9月30日	関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成15年6月9日

日本エス・エイチ・エル株式会社

代表取締役社長 清水 佑三 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 浅井 満 ⑩

関与社員 公認会計士 大塚 敏弘 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エス・エイチ・エル株式会社の平成14年10月1日から平成15年9月30日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が日本エス・エイチ・エル株式会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年6月10日

日本エス・エイチ・エル株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 浅井 満 ⑩

関与社員 公認会計士 大塚 敏 弘 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エス・エイチ・エル株式会社の平成15年10月1日から平成16年9月30日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成15年10月1日から平成16年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本エス・エイチ・エル株式会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年10月1日から平成16年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成16年5月20日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。